

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 5年 8月 23日 (水) 午前 9時 30分 開会 午前 10時 41分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	川添 康大 大垣 真一 多田 巖
	安藤 玄一 萩原 鉄也 大山 学 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	岸 圭介
7 説 明 員 (4人)	教育長 (山口 賢人)
	総務部長 (吉川 武士)
	総務部参事 (兼) 文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課主幹 (兼) 文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 (兼) 次長 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 令和5年9月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大山学議員】 改めまして、おはようございます。9月定例会が間近に迫っております。特に新人議員がおられる会派の方には、決算もありますので、十分サポートしていただきながら9月定例会を迎えたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、挨拶に代えさせていただきます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、教育長に御出席いただいておりますので、御挨拶並びに執行者側の説明をお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 おはようございます。いつも大変お世話になっております。また、本日は説明のために貴重なお時間を取っていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、8月29日火曜日に招集いたします伊勢原市議会9月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件につきまして、私から御説明申し上げます。申し訳ございませんが、着座にて説明させていただきます。

では、議案書の17ページを御覧ください。

○議案第46号 伊勢原市教育委員会委員の任命について

教育委員会の委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」こととされており、その人数は、同法第3条の規定により4人で、また、その任期は、同法第5条第1項の規定により4年とされております。

今回、平成22年10月から御活躍をいただいております菅原順子委員の任期が、令和5年9月30日をもって満了となることから、新たに桑原公美子氏を教育委員会委員として任命いたしたいので、提案するものでございます。桑原氏は、長年大学教員として幼児教育の研究等に携わられるとともに、本市におきましては、伊勢原市総合計画審議会委員をお務めいただき、総合的な政策形成にも御尽力いただいております。これまでの豊富な御経験や御見識を教育環境の充実に向けて生かしていただきたいと考えております。

以上で、本議会9月定例会に提出いたします人事案件につきましての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま教育長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで、教育長は所用がありますので、退席いただきます。

〔教育長（山口賢人）退席〕

○委員長【米谷政久議員】　　続きまして、総務部長から説明をお願いいたします。

○総務部長【吉川武士】　　それでは、引き続き、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。

人事案件以外の議案等は、決算の認定議案が6件、条例議案が1件、補正予算議案が1件、報告案件が2件の合計10件でございます。

初めに、決算の認定6議案につきまして御説明申し上げます。伊勢原市一般会計特別会計歳入歳出決算書をお開きいただき、6ページ、7ページを御覧いただきたいと存じます。

令和4年度における一般会計及び4つの特別会計の最終予算現額は596億6994万2500円となりました。これは、当初予算額540億1900万円に、補正予算及び令和3年度からの繰越事業費を加えたことによるものでございます。

続きまして、収入済額は578億9773万1187円で、前年度と比べ0.2%減少しております。また、予算現額に対する収入率は97%となり、前年度と比べ1.6ポイント低下しております。

続きまして、支出済額は552億8521万6130円で、前年度と比べ0.5%増加しております。また、予算現額に対する執行率は92.7%となり、前年度と比べ0.8ポイント低下しております。

そして、収支差引額は26億1251万5057円、翌年度への繰越額は25億1142万7627円となっております。

なお、令和4年度の主な事業の成果につきましては、決算の説明資料として配付しております、主要な施策の成果に関する説明書に記載しておりますので、後ほど御確認をお願いし、この場での説明は省略させていただきたいと存じます。

それでは、各会計別に御説明いたします。11ページを御覧ください。

○議案第38号 令和4年度伊勢原市一般会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入でございます。16ページ、17ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は386億552万1767円で、前年度とほぼ同様でございます。予算現額に対する収入率は96.8%で、前年度と比べ1.6ポイント低下しております。

次に、歳出でございます。20ページ、21ページを御覧ください。支出済額は365億6707万1731円で、前年度と比べ1.3%増加しております。予算現額に対する執行率は91.7%で、前年度と比べ0.3ポイント低下しております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引残額は20億3845万36円で、前年度と比べ18.2%減少しております。なお、普通会計ベースの

財政指標等につきましては、行政資料に決算状況指数表などを掲載しておりますので、後ほど御確認をお願いし、この場での説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、各特別会計について御説明いたします。25ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第39号 令和4年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入でございます。26ページ、27ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は96億4641万5797円で、前年度と比べ4.1%減少しております。

次に、歳出でございます。28ページ、29ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は95億309万4983円で、前年度と比べ3.8%減少しております。

歳入歳出差引残額は1億4332万814円で、前年度と比べ22.1%減少しております。

続きまして、33ページを御覧ください。

○議案第40号 令和4年度伊勢原市用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。34ページ、35ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は1億2170万4308円で、前年度と比べ21.2%減少しております。

次に、歳出です。36ページ、37ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は1億2170万4308円で、前年度と比べ21.2%減少しております。

歳入歳出差引残額はゼロ円で、前年度と同様となります。

続きまして、41ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第41号 令和4年度伊勢原市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。42ページ、43ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は80億1741万3110円で、前年度と比べ3.3%増加しております。

次に、歳出です。44ページ、45ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は76億3684万8103円で、前年度と比べ2.1%増加しております。

歳入歳出差引残額は3億8056万5007円で、前年度と比べ32.6%増加しております。

続きまして、49ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第42号 令和4年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

初めに、歳入です。50ページ、51ページを御覧ください。歳入合計の収入済額は15億667万6205円で、前年度と比べ5.6%増加しております。

次に、歳出です。52ページ、53ページを御覧ください。歳出合計の支出済額は14億5649万7005円で、前年度と比べ2.5%増加しております。

歳入歳出差引残額は5017万9200円で、前年度と比べ714.4%増加しております。

続きまして、伊勢原市公共下水道事業会計決算書をお開きいただき、7ページを御覧いただきたいと存じます。

○議案第43号 令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計決算の認定について

8ページ、9ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出でございます。上段の収入の表における第1款下水道事業収益の決算額は33億450万7550円で、前年度に比べ1.1%減少しています。続きまして、下段の支出の表における第1款下水道事業費用の決算額は31億9124万3996円で、前年度に比べ2.2%減少しております。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。上段の収入の表における第1款資本的収入の決算額は14億7628万6280円で、前年度に比べ17.6%減少しております。下段の支出の表における第1款資本的支出の決算額は21億9166万276円で、前年度に比べ13%減少しております。

以上、決算の認定議案6件につきましては、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づいて、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

続きまして、条例1議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただき、7ページを御覧ください。

○議案第44号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備及び固定燃料を使用する火気設備等に係る規定の改正その他所要の改正をするため、提案するものでございます。

8ページから10ページに改正条例案、11ページから15ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、補正予算1議案につきまして御説明申し上げます。補正予算書をお開きいただき、5ページを御覧ください。

○議案第45号 令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第4号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に3億5586万円を追加し、歳入歳出予算の総額を362億6428万4000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条債務負担行為の補正につきましても、後ほど御説明いたします。

それでは、まず、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、20ページ、21ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、3款民生費です。障がい者施設物価高騰支援給付金給付事業費計上355万円及び高齢者施設物価高騰支援給付金給付事業費計上1628万6000円

は、令和4年度に引き続き、電気料金や物価高騰等の影響を受けている障がい者及び高齢者福祉施設等に対して支援を行うものです。

次に、4款衛生費です。感染症予防対策事業費追加3億1611万3000円は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に要する諸経費を追加するものでございます。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。

5款農林水産業費です。畜産業物価高騰対応費補助事業費計上1991万1000円は、令和4年度に引き続き、飼料等の価格高騰の影響を受けている畜産農家に対して支援を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、15款国庫支出金です。新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金計上5548万4000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金計上2億6062万9000円は、感染症予防対策事業費追加の財源でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加3000万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額のうち、今回補正計上した事業について追加するものでございます。

次に、19款繰入金です。財政調整基金繰入金追加974万7000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。第2表債務負担行為補正といたしまして、児童発達支援センター運営業務委託費は、児童発達支援センターについて、令和6年4月から運営委託の更新を予定していることから、5億5945万円を限度額として追加するものでございます。

以上が、補正予算についての説明でございます。

続きまして、報告案件2件につきまして御説明申し上げます。議案書にお戻りいただき、19ページを御覧いただきたいと存じます。

○報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率につきまして報告するものでございます。

20ページを御覧ください。健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字が生じていないため、横棒で表示しております。実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は31.2%となっております。

次に、21ページを御覧ください。

○報告第12号 令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率につきまして報告するものでございます。

22ページを御覧ください。資金不足比率につきまして、赤字額が生じていな

いため、横棒で表示しております。

以上で、9月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了とさせていただきます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。

○議会事務局長【黒石正幸】 それでは、お配りしてございます、議会運営委員会・議会側処理事項（8月23日）を御覧ください。

1、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が3件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【米谷政久議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。

○議会事務局長【黒石正幸】 正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚作成し、配付してございます。

1枚目は9月5日分で、先ほど執行者側から説明のありました市長提出議案第44号から第46号につきまして、いずれも委員会付託を省略するものでございます。陳情は3件で、陳情第5号及び陳情第6号については、教育福祉常任委員会に付託、陳情第7号については、総務常任委員会に付託。

2枚目は9月13日分で、議案第38号から議案第43号までの令和4年度各会計決算の認定について。一般会計決算は、所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計決算及び公営企業会計につきましては、所管の各常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声あり）

○委員【川添康大議員】 陳情第7号については、うちのしんぶん赤旗という政党機関紙のことも書かれているんですけども、そもそもいろんなところで、今回陳情として自治体に出されているのは承知しているんです。皆さんも分かっているかもしれませんが、これ中身でいうと、職員に対する調査、確認してくださいということが、まず書いてあるんですね。しんぶん赤旗に限らずですけども、職員に対する思想の自由だったり、プライバシー侵害だったりということにつながるのではないかとというのが一つ。それを議会としてわざわざ取り上げることかということと、あと政党機関紙とパワハラ、セクハラというのを混同して書かれているということも問題としてあって、それを議会としてわざわざ取り上げることに、まず問題があるのではないかとということと、あと、出されている方と、今、

問題になっている統一教会が出されている世界日報という機関紙がありますけれども、そこにもこれは出されているんです。そことの関係性もちょっと払拭できない中で、議会としてこれを取り上げるというのはちょっとどうなのかなというのがあります。だから、私はこれを議会として取り上げるべきではないのではないかという意見です。

○委員長【米谷政久議員】 この件に関して、ほかに何か御意見はありますか。

○委員【今野康敏議員】 今、川添委員からあった件について、私の意見を述べさせていただきます。

1つは、思想とかそういう部分で、委員は言われましたけれども、そもそも地方公共団体の職員は、政治的な中立性が保たれてなければいけないんです。そういう中で、例えばいろんな政党の機関紙があると思いますが、政治的な、ある意味では、思想とか、いろんな考え方、これについては、あくまで公務員としての仕事の外でやらなくてははいけない。なぜかといいますと、例えば政党機関紙を購読する自由ももちろんあると思うんです。これは、もし購読するとしたら、職員が希望されて、その政党機関誌の販売をつかさどっているところに、自宅に配達してもらって、こういうような形、これがまず大事だと思います。それをやらないと、ある意味では政治的な中立性の立場が貫けないと思っています。

なので、今回の陳情はまさにこのとおりで思っています、本市においても、申し訳ないんですけれども、職員が一生懸命仕事をしている中で、いろんな居室に入り込んで集金をされているとか、私自身もそういうのを目にしたり、職員からも聞いたりしています。本市だけではありません。これはまさに、ある意味では、公務員という立場の中で、一つ聞いたことがあるのは、係長に昇任しました、課長に昇任しました、おめでとうございますという中で、ぜひこの新聞をとってくださいという形で、購読を職員の立場という部分でとらせている。購読を推進する。それはまさに政治的な中立が保たれなくなると思っています。なので、この陳情はまさに議会で取り上げて、皆さんでしっかり、まずは、先ほどの付託表にもありましたように、総務常任委員会ですっきり審議していただく、そういうことが大事だと私自身は思っています。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 ほかに何か御意見はありますか。

なければ、この陳情第7号に対して、取り上げるかどうかを採決したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。あと、内容に関しては、委員会で審議する。

○委員【川添康大議員】 全会一致でやらないということでもいいんですか。全会一致で、これはやらない。割れていれば、採決を陳情の場合は、そのやり方でやるということですか。一致していなくても。

○委員長【米谷政久議員】 全会一致。

○委員【川添康大議員】 基本はそれだと思うんですけれども。

○委員【山田昌紀議員】 川添委員が言うとおりのことですよ。全会一致が基本ルールだと僕は思っていたので、それで挙手によって多数決で決めるというのは

ちょっと違うかなと思います。

そもそも伊勢原市の陳情自体が、一応全て受け入れるという形なので、それを
変えていないということは、やるしかないのではないのかなと。陳情審査をしな
ければいけないんでしょう。そういうルールを変えるというようなことも議長は
言っていたけど、まだその後何もしないわけだから、取りあえず、来たも
のは処理しなければいけないのではないのかという、僕の立ち位置です。

○議長【大中学議員】 私、発言していいのかというのがあるんですけども、
今まで伊勢原市議会、提出された陳情は、委員会の中で意見が出て、採択、不
採択、両方あるかもしれないけれども、やっていたので、今回だけこの陳情を取
り上げないというのは違うのかなと思いますが、佐伯参事、そのような見解でよ
ろしいですか。

○議会事務局参事【佐伯暁美】 また私が判断。明らかに公序良俗に反するよ
うな陳情が出た場合にはもちろん審査しないということ、これまでもやってき
ていると思います。職員への誹謗中傷に対する案件ですとか、その案件によって、
議会運営委員会で御判断いただいていたと思います。ですので、この場がこれを
決めていただく議会運営委員会ですので、委員長を中心に、皆さんで御判断い
ただくものかと思っております。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、今までどおり、陳情が出されたこと
に対して、委員会で審議をする、受け付けるということによろしいでしょうか。

○委員【川添康大議員】 いや、だから、よくないです。

○委員【今野康敏議員】 いや、委員長、よろしいかと聞くよりは、議長にし
っかり言っていただいたではないですか。

○委員【川添康大議員】 だから、陳情自体は、議運で決めて、だから、明ら
かに来たもので取り上げないものもあるのはあるんです。全部が全部一律全て取
り上げるということでもないと思います。それは過去のあれから見てもあるわけ
で、そこは、佐伯参事が言ったように、議運で判断をするというのが、そういう
場なので。だから、今、言ったように、私は職員に調査をするということ自体が
そもそも問題なのではないのというところで、それをわざわざ議会で取り上げる、
職員のそういうアンケートは強制ではないとしても、出さない人と出した人とい
うのも分かってしまうわけだし、それによって、何かそういう思想もそうだし、
プライバシー権もそうだし、踏み込むことになるということは、やはり一番問題
なのではないかなと。機関紙とプライバシー権、思想信条、あとハラスメント、
全部一緒くたになっちゃっているというのも、この陳情自体に問題があるのでは
ないかなと思いますし、さっき言ったみたいに、出している方の、問題になっ
ている統一教会との関係というのも、はっきり白だと言えるものがあるのであれば、
私はぜひそういうふう調べてからやっていただきたいなと思いますし、それを
議会で取り上げるということもちょっとリスクがあるのではないかと思います。
世界日報という雑誌に、ちゃんとこういう内容がばっと出ているので、それはそ
れぞれ見ていただければいいと思います。私は資料として持っていますし。だか

ら、それを明らかに大丈夫だよと言えるものがあるのだったらいいですけども、そうでないなら、今、やるべきではないかなと思います。

○委員【今野康敏議員】 大事なものは、この陳情の文面をまずはしっかり読むことが大事だと思います。今、川添委員が言われた、統一教会とか世界日報云々のことは、この陳情文から、どこか書かれているのでしょうか。

○委員【川添康大議員】 だから、世界日報の中身にこの陳情の内容が書かれています。記事として出ています。

○委員【今野康敏議員】 いやいや、私が今、質問しているのは、この陳情文に世界日報とか統一教会のことが書かれていますかという単純な質問です。

○委員【川添康大議員】 陳情の中は出ていません。

○委員【今野康敏議員】 出ていないですよ。それから、要は陳情文に書かれていないような内容について、もしその提出者の素行とか審査するのだったら、付託された総務常任委員会でやるべきだと思います。なので、今までのルールどおり、伊勢原市議会においては、よほどの陳情の内容でない限りは、先ほど参事に言っていただいたような形で、まずは受付をして、委員会に付託していくわけですから、委員会でしっかり審査してもらおう。これが大事だと思います。

○委員【川添康大議員】 そもそも総務常任委員会で、この人のことについて、総務常任委員会がそれを調べるということ自体が。だって、議運で取り上げるかどうかということなので、総務常任委員会が責任を持って、この人についてやらないといけない。

○委員【今野康敏議員】 いや、違う。さっきから山田委員も、議長も、参事も言っていただいたように、今の伊勢原市のルール、これをしっかり踏襲しなければ駄目なんです。もし変えたとしたら、大幅な陳情とかの扱いをもう一回決め直さなければいけないんです。それを今から決め直すことは、日程的にも無理だと思います。なので、今までの、要するに、この内容から見ても、人権侵害とか、そんなことも入っていないし、いろんな部分で、この文面からするとしっかり審査すべき内容だと読み取れますので、そこはしっかり今までのルールどおり受理して、しかるべき委員会、今回で言えば総務常任委員会でしっかり審査していただく、それが大事だと思います。それをやらないと、何か陳情によって通すものと通さないものとか、今、言われた、出されている方の素行がどうのこうのとか、そんなところまで言って、議運で議論していたら収拾がつかなくなりますよ。

○委員【川添康大議員】 ただ、ルールは、あくまでも議運で取り上げるかどうかというのを、この場で決めるのであって、それがこの場なんです。それが今なんです。だから、別に全てを取り上げることがルールではないです。再三そういう説明が。

○委員【今野康敏議員】 参事に言っていただいたとおりなんです。そういう中で、この陳情の文面からいって、何か1人の人を中傷しているような内容でもなければ、何もないではないですか。そういう中で、この議運で議論することではないんです。今までの伊勢原市議会の陳情を受け付けるか、受け付けないか、

どこの委員会に付託するか、ほかの議会と違って、書面だけで受け付ける、そういう部分ではないんです。基本的には委員会に付託するんです。それを今、この議運で議論することではないんです。

○委員【大垣真一議員】　　ルールの話というのが、例えば、全くいつも同じような文言を変えただけの陳情だったり、また、これは値するののかというのを前回は議運で審査、要は付託するのか、そもそもしないのかというのはやった記憶があります。そのときは、たまたま皆さんが異議なしと言ったから上がっているんです。だから、山田委員がさっき言われていたそのルール、僕は把握していない。だから、議運で審査をして、上げるものなのか、上げないものなのかということを決めるものだと私は思っています。そういった意味の中で、ルールの言うのであれば、川添委員が言われることじゃないのとは思っています。その中で、今野委員が言われたように、別にこれは付託すればいいのではないのという立場です。ルールは議運で決めるのでしょうかというのがあります。その中で個人の意見として、いや、付託案件でいいのではないですかと、僕は個人的には思いますという意見です。全会一致というのはどうなのかというの、ちょっとよく分からない。

○委員【川添康大議員】　　議運は全会一致というのが私は基本だという認識があるので。最近は多数決というのを何か別途やられていますけれども、それは多分最近の話で、前まではそれはやっていなかったはずなんです。それはその辺が変わったということは、私も問題があるとは思いますが。

○委員長【米谷政久議員】　　この陳情に関して、戻っているかもしれないですが、内容に関しては、アンケートとか、その内容をちょっと。

○委員【川添康大議員】　　あえて言うなら、私は、職員にやること自体が問題あると思っているので。そもそもね。別に共産党がどうこうではなくて、そういう調査をそもそも職員に対してやるということ自体、問題があると私自身は思って、それを議会でわざわざ取り上げてやるべきではないと思います。

○委員長【米谷政久議員】　　その中で、全会一致で、今まではそういうやり方。

○委員【安藤玄一議員】　　全会一致というのは、私の記憶の中では議会運営上の重大な変更だったと思います。それは全会一致、例えば一般質問なりとか、条例の流れであったり、何かを変えるときには全会一致でやっていました。最近、陳情を上げるか、上げないかという、割とファジーになってきているので、誰かが、この議案というのは、先ほど言われたとおりのようなことがあったときに、上げてくるわけですよ。取り上げる。それは、私が議員になったときにはなかった。全部を通す。それで来たと思う。最近の多分4、5年だと思います。それをどうしていくかというのは、そのときの議運の委員長の判断です。だから、それはそれでいいとは思いますが、本来であれば、全部通すのだから、ケース・バイ・ケースで変えていくというルール自体を変えなければいけないわけ。それは変えずに、そのときの委員長と副委員長の判断でやってきた。それが今までの流れ。その流れの中で、今日はその流れでいくのか、どうするのか

というのは、やっぱり正副委員長の判断というのは非常に重要だと思うし、委員長がどういうふうに判断されるのかというのは、ここで多数決で決めるような話ではないのかもしれない。

○委員長【米谷政久議員】 今までの当時の判断で、正副はこの流れをこのまま踏襲するというので、この陳情に対してはこのまま受け付けて、委員会に付託するというので。

○委員【大垣真一議員】 そのままでいくというと、今回もそうですけれども、同じ、毎回上がっているあれと、要は全部上げるという解釈でよろしいでしょうか。変なあれがない限り、もうそのまま全部通す、付託するというのでよろしいですか。

○委員長【米谷政久議員】 受け付けたものに関しては。

○委員【大垣真一議員】 受け付けたものというのは、提出されたものに対して、全部通す、付託するという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長【米谷政久議員】 はい。

○委員【安藤玄一議員】 ちょっとこれは一回整理したほうがいいと思うので。これは重要な問題ではないですか。この間、同じような文言で、1か所だけ違うから、同じなのだから、別に上げなくていいのではないかというのは、それは違うとっていて。メンバーが違っているから。やはり今までの流れでいうと、前回は否決されたけれども、今回はメンバーが変わっているから通るかもしれないという案件、ちょっと今の話とはずれるけれども、そういうものに対して、そういう手が上がったときに、そのときの議運、委員長は、いや、それは通すべきだと。元は通ったわけです。付託されたんです。でも、そのたびそのたびにそんな議論が出るというのであれば、実際、前回そういうことが起きたわけだから、ルールとしてしっかり決めたほうがいいと思うし、ルールを決めるなり、再確認したほうがいいと思うし、今、多分議論を上げたではないですか、川添委員の手が上がったことに対して。それは駄目だよと切ったわけではなかったから、やはりこのメンバーの中でも、今、それは一体どうなっているのかという感覚だと思うので、今日は今日で付託するならするで、しないならしないで、僕は正副委員長が決めるべきだと思いますけれども、一回何らかの形で再確認、陳情については全て通すのか、もしくは一回議運に諮るのかというのは決めていったほうが、今後はいいと思います。

○委員長【米谷政久議員】 ルールというか、確認したほうが。

○委員【安藤玄一議員】 そうですね。じゃないと、今日みたいなことが起こる可能性だってあるわけですよ。

○委員長【米谷政久議員】 今後の確認は、その確認を取る。あと、ほかにありますでしょうか。

○委員【今野康敏議員】 今、安藤委員が言われたことに私も同感で、ほかの市議会、近隣他市の市議会に比べて、伊勢原市議会においては、書面配付的な扱いをしていないというのもあります。それで、あともう一回、今の議運のメンバ

一でしっかり、できれば今期ぐらいで議論して、一つ改革と言うかどうかは分からないけれども、そういったところの陳情の取扱い、これを機にもう少し、確認と合わせて改善すべきところは改善したほうがいいなと私自身は思っています。なので、ぜひやってみましょう。

○委員長【米谷政久議員】 今後、議論していくということで。今回に関しては、今までどおりこのようなものも受け付けるということで構いませんか。

○委員【川添康大議員】 今回のそれを受け付けるというのは、委員長と副委員長が決めたという話でいいんですか。

○委員【今野康敏議員】 違います。今までの伊勢原市議会の陳情のルールにのっとって、その判断だと思えます。

○委員【埴田巖議員】 今、確かに川添委員がおっしゃることはよく分かるんですけども、これをやっていたら、陳情は一切上がらなくなってしまいますよ。だって、反対したい人が、例えばこっちサイドでいて、例えばいろんな陳情がこれから上がってきますよね。それをここである程度、議会事務局のほうでは網をかけてもらって、ルールの中で、のっとって陳情を出してもらおう。これは問題ないねと出された陳情に対して、例えば私たちが毎回毎回、今回3つ出ていますけれども、これは反対、これは反対と言っていたら、陳情が一切上がらなくなってしまわないですか。結果的にそうなりますよ。あなたがやったことによって、そうなると思っている。

○委員【川添康大議員】 議会はそういう場ではなくて、私が言ったことに対して、それは違うんじゃないのということをちゃんと議論する場なんです。だから、反対があったとしても、じゃ、それに対する意見をちゃんと、こうこうこうで、そうじゃないんじゃないののということをちゃんとやっていただければ、納得いくように。それで話し合う場が議会なので、反対というか、意見を言ったことを反対というふうに簡単に捉えられて、違う、それじゃ上がらないというのはちょっと短絡的過ぎるのではないかと。私が言ったことに対して、プライバシー権なり、思想の自由に立ち入ることになるのではないかとということに対して、それは違うよというのであれば、ちゃんとそこを言っていただければいいだけの話で。そういう意見はないわけじゃないですか。

○委員【今野康敏議員】 いやいや、さっき私、明確に言ったじゃないですか。私の話、聞いてないのか。最初に言ったじゃないですか。公務員の立場として、川添委員が言われている以前として、政治的な中立性、これが保たれている中で職員の業務を運営していかなきゃいけないんです、公務員は。民間企業に勤めているような方、自営業者の方に対してのこととは違うんです。それをまずしっかり理解してください。

○委員【川添康大議員】 いや、理解しています。政治的中立というものは、一定、例えばどこかの政党機関紙をとっていけば、それは政治的中立が保たれていないんですかという話です。

○委員【今野康敏議員】 違うんです。この陳情文に書いてあるように、大事

なのは、公務員として、もし何かどこかの政党とか、政治的な考え方があるのなら、あくまで新聞をとるのだったら、自宅ですべきです。自分からしっかりぜひこの新聞を読ませてくださいとあって、自宅ですべからいい。要するに、市民のために大事な仕事をしていただいている職員の方の居室まで入り込んで集金とか、それは、本当にある意味では、失礼だけれども、業務に支障が出ているわけです。それと、この陳情文にも書いてあるように、非常に、ある意味では威圧を感じているわけです、皆さん。それが本市だけではないんです。申し訳ないけれども。それを今回は大きく変えていこうという部分の陳情なんです。だから、川添委員にとっては非常にこの陳情は痛手だと思いますよ。

○委員【川添康大議員】 いや、そこだけじゃないから言っているんです。それ自体も。

○委員【今野康敏議員】 半々でそうなっているんです、これはまさに。

○委員【山田昌紀議員】 委員長、もうこれをやっても切りがないから、申し訳ないけれども、執行部もいるわけだし、できるところを進めて、一度休憩を入れてやるならやろうよ。申し訳ないけど、陳情を取り上げるか、取り上げないかなんて、大山議長が5月の半ばに言って、何でずっとやらないの。ということは、正副ちょっと違うんじゃないの。もっと早く集めてよ。大山議長がせっかく言ってくれているのに、こういう方針でいくと。でも、それに対して何も動いてないし、それでまたこういう問題が上がってきている。ずっと先送りになるじゃないですか。どんどんやろうよ。取りあえず、執行部の部長もいて、皆さんがいる中でこの議論をやっても無意味だから。でも、日程などもあるから、やってください。

○委員長【米谷政久議員】 今回の議論は以上で。

○委員【大垣真一議員】 一回締めるといふか、流れを読んでやって。

○委員【山田昌紀議員】 多分執行部関係は、日程は大事だから、日程までのお題がありますよね。執行部がいて、やらなきゃいけないところまでちゃんとやって、それで一度止めたほうがいいよ。

○委員長【米谷政久議員】 今、ちょっと中断して、次の内容に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明します。

○議会事務局長【黒石正幸】 それでは、会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございます。会期は、8月29日から9月29日までの32日間でございます。

- ・ 8月29日 本会議 提案説明
- ・ 8月31日 総括質疑 一般質問通告期限正午
- ・ 9月 5日 本会議 議案審議
- ・ 9月 7日 委員会 付託審査

- ・ 9月 8日 委員会 付託審査
- ・ 9月13日 本会議 総括質疑
- ・ 9月15日 委員会 決算審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月19日 委員会 決算審査
(産業建設常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月20日 委員会 決算審査
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 9月25日 本会議 一般質問
- ・ 9月26日 本会議 一般質問
- ・ 9月27日 本会議 一般質問
- ・ 9月29日 本会議 最終日

なお、他の委員会の付託案件が出てきた場合には、再度協議いたします。
以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、8月29日の本会議において、議長からお諮りいたします。

それでは、以上をもちまして、会議は終わりたいと思います。

その後の先ほどの議論については、休憩10分を取ってから行いますので、よろしくお願ひします。

午前10時26分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長【米谷政久議員】 議論について、引き続きお願いいたします。

そして、今回の陳情ですけれども、これから令和6年度の4月から陳情の受付が新しくなるので、それに関しても、今後議論していかなくてはならない案件では、陳情に関してもあります。そして、今回の陳情に対しては、通常どおり、今までどおりということやっていきたいと正副は考えていますが、議長から何か御意見。

○議長【大山学議員】 先ほど私も申し上げましたけれども、今までの市議会で陳情は、大きな問題がなければ取り上げていたということで、今回もそのルールでいきたいなどは考えております。先ほど委員長が言ったように、地方自治法が改正されまして、全国どこからでもオンラインで陳情を受け付けられるような

制度が、令和6年4月から始まることなので、そうなると、どこに住んでいても陳情が出せる。今は伊勢原市議会に直接持ってこないと受理しませんが。そういうことなので、その件に関しても、また議会運営委員会で議論していただかないといけないということと、陳情を取り上げる、取り上げないという、やはり恣意的な問題も関わってきてしまうので、やはりそこはちゃんとしたルールをつくって、このような陳情は取り上げる、こういう陳情だったら駄目だよというルールをしっかりとつくった中で、今後対応していかなければいけないのかなとは思っておりますが、まだその段階に伊勢原市議会は来ていないので、従前どおりのルールというか慣習で、今回の陳情は取り上げていただきたいなということと、陳情審査の中で、もちろん反対意見は述べるができるということで、これは伊勢原市議会、全ての陳情に意見を述べるができるので、その中で自分の意見を言っていたら、川添委員、お名前を出して失礼なんですけれども、川添委員の御意見も配慮されるのかなとは思っております。あくまでもやはり委員会の中で審査をして、採択なら採択、不採択なら不採択で、意見を述べていただければいいのかなと私は思っています。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 ありがとうございます。

それでは、今回のこの陳情に関してですけれども、全会一致というのは基本だとは思いますが、今回の場合、やむを得ない場合は、正副の判断で決めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員【川添康大議員】 今後何かそういうことを話し合うとか、そういうのは。

○委員長【米谷政久議員】 今後のルールづくりはやっていきたいと思えます。よろしいですか。

○委員【山田昌紀議員】 ルールづくりを本当に早くやりましょう。お願いします、もう正副。

○委員長【米谷政久議員】 分かりました。じゃ、よろしいですか。

それでは、今回のこの第7号について、陳情を付託することに賛成の方、挙手をお願いします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 異議ありませんので、陳情第7号については、付託することに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会を終わります。御苦労さまでした。

午前10時41分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和5年8月23日

議会運営委員会

委員長 米谷政久